介護保険事業計画推進会議（第6回）	
R8.9.29	資料1-1

豊島区

高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

令和９～令和 11 年度（2027-2029 年度）

素案 V1

令和８（2026）年９月

白紙ページ

計画策定にあたって

白紙ページ

目次のページ数は後日更新を予定しています。

目次

第１章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・・・

1 計画策定の背景

介護保険制度は、加齢により介護等が必要になっても高齢者が尊厳を保持し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、社会全体で高齢者の介護を支えることを目的として、平成 12（2000）年４月に始まりました。

制度開始時は約 5,000 人だった本区における要介護認定者数（第１号被保険者に限る）は、高齢化の進展に伴い右肩上がりに増加し、令和７（2025）年度末には 12,195 人に達しました。

高齢者の年齢区分では、前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満）が減少しています。一方で、令和７（2025）年には団塊の世代（1947～1949 年生まれ）が全員 75 歳以上になったことで、後期高齢者（75 歳以上）は増加しており、高齢者人口の構造変化が続いています。

年齢が上がるにつれ、要介護認定を受ける割合は高くなる傾向があることから、これまでのサービス提供体制を維持するだけでなく、地域全体で高齢者を支える体制づくりがより一層重要となっています。

本計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、介護保険法の改正や本区の特性等を踏まえて、介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化していくために、令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視点に立ってその方向性を明示します。

2 計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき、両計画を一体的に策定するものです。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）第 13 条に規定する「認知症施策推進計画」もあわせて策定するものです。

（２）豊島区基本計画や豊島区地域保健福祉計画等との関係

本計画は『豊島区基本計画』を具体化した、地域保健福祉施策の総合計画である『豊島区地域保健福祉計画』における、高齢者福祉分野の目標と施策を示すものです。

【基本計画、関連計画との関係】

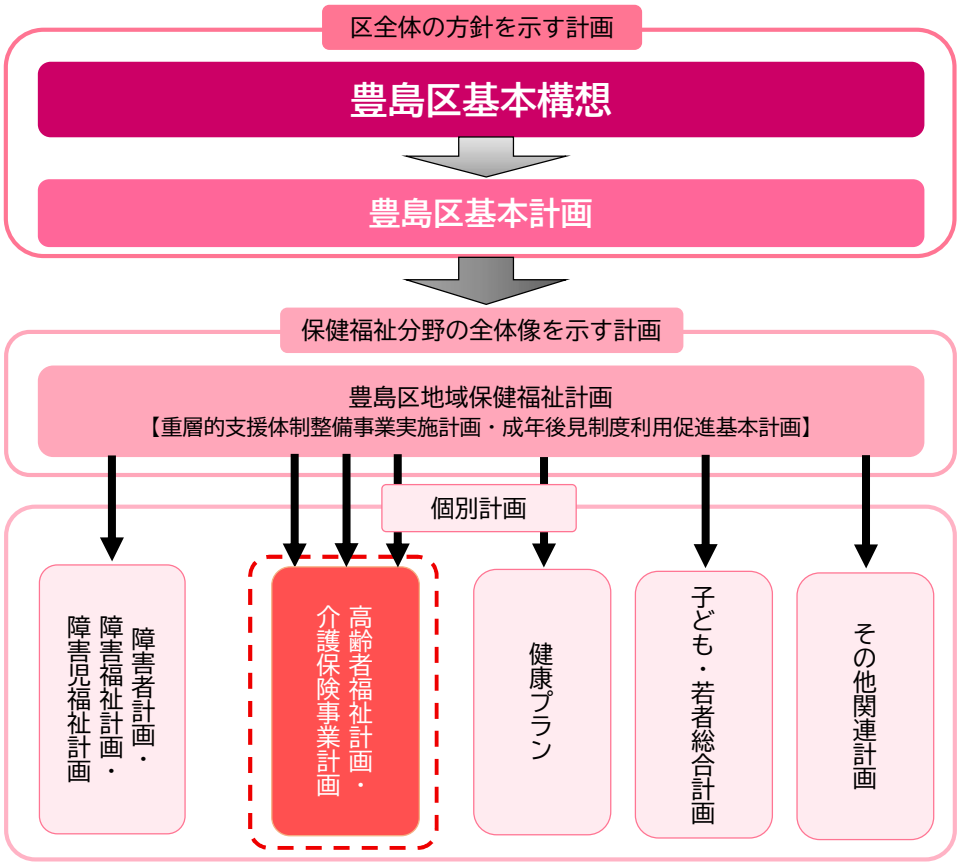

関連計画の根拠となる法令

計画名	法令上の名称	根拠規定
地域保健福祉計画	地域福祉計画	社会福祉法第 107 条
	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の５
	成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の８
	介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
	認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者計画	障害者基本法第 11 条
	障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条
	障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康プラン	健康増進計画	健康増進法第８条
	自殺対策計画	自殺対策基本法第 13 条
	食育推進計画	食育基本法第 18 条
	歯と口腔の健康づくり推進計画	豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第８条
子ども・若者総合計画	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第８条
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第９条
	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条
	子どもの権利推進計画	豊島区子どもの権利に関する条例第 30 条

（３） 計画期間

計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

３年間の見通しを示すとともに、団塊ジュニア世代（1971～1974 年生まれ）が 65 歳以上となり、社会全体で高齢化がピークを迎える令和 22（2040）年を見据えて、中長期的に人口や介護サービス需要の予測、施策等について明示します。

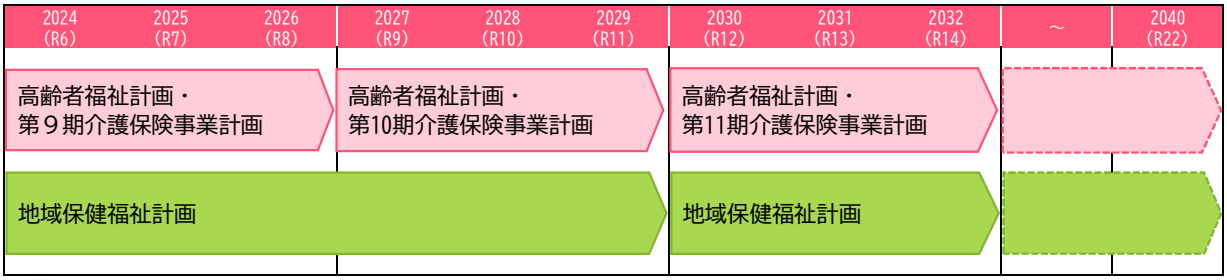

3 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針

区民等の参画と協働を基本とした『豊島区基本構想』に掲げる将来像の実現に向け、その具体化を図る『豊島区基本計画』と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO 法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

4 計画の目標

高い人口密度や一人暮らし高齢者の割合が非常に高い等の本区の特性を踏まえて、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、より発展させることを目標とします。

令和７（2025）年３月に策定された『豊島区基本構想・基本計画』では、「誰もがいつでも主役」・「みんながつながる」・「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の３つの理念のもと、誰もが「住み続けたい、訪れたい」と思える、誇りと憧れを持てる持続可能な未来の豊島区を目指すことを掲げています。

「豊島区基本構想」に掲げる「７つのまちづくりの方向性」のうち、福祉分野の「生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち」の実現に向けて、本区の地域保健福祉施策の推進、そして目指す都市像の実現に寄与していきます。

※ 地域包括ケアシステムの詳細は、第３章に掲載

5 計画の点検・評価

本計画は、国が示す「介護保険事業（支援）計画の進捗管理のための手引き」を参考に、毎年施策の進捗管理・評価を実施し、次年度以降の推進につなげていきます。

また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要介護認定や介護サービス実績等について、国・東京都・近隣自治体との地域間比較等による分析も行います。

これらの進捗管理については、「豊島区介護保険事業計画推進会議」（※１）にて報告、審議するとともに、区ホームページにて公表いたします。

さらに、保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金（※２）において、国が区市町村の取組を評価するために定める指標についても、進捗管理の一助として活用していきます。

今後も高齢者の自立支援や重度化防止等に係る取組を推進し、保険者機能の強化を図っていきます。

※１ 豊島区介護保険事業計画推進会議

豊島区介護保険事業計画推進会議は、介護保険事業の円滑な運営や、高齢者福祉施策の推進を図るために設置している。

介護保険事業計画および高齢者福祉計画に関することや、介護サービスの円滑な提供に関すること等を審議事項とする。（詳細は資料編に掲載）

※２ 保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金

保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、区市町村および都道府県が行う各取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組み。

介護保険事業（支援）計画におけるマネジメントサイクル

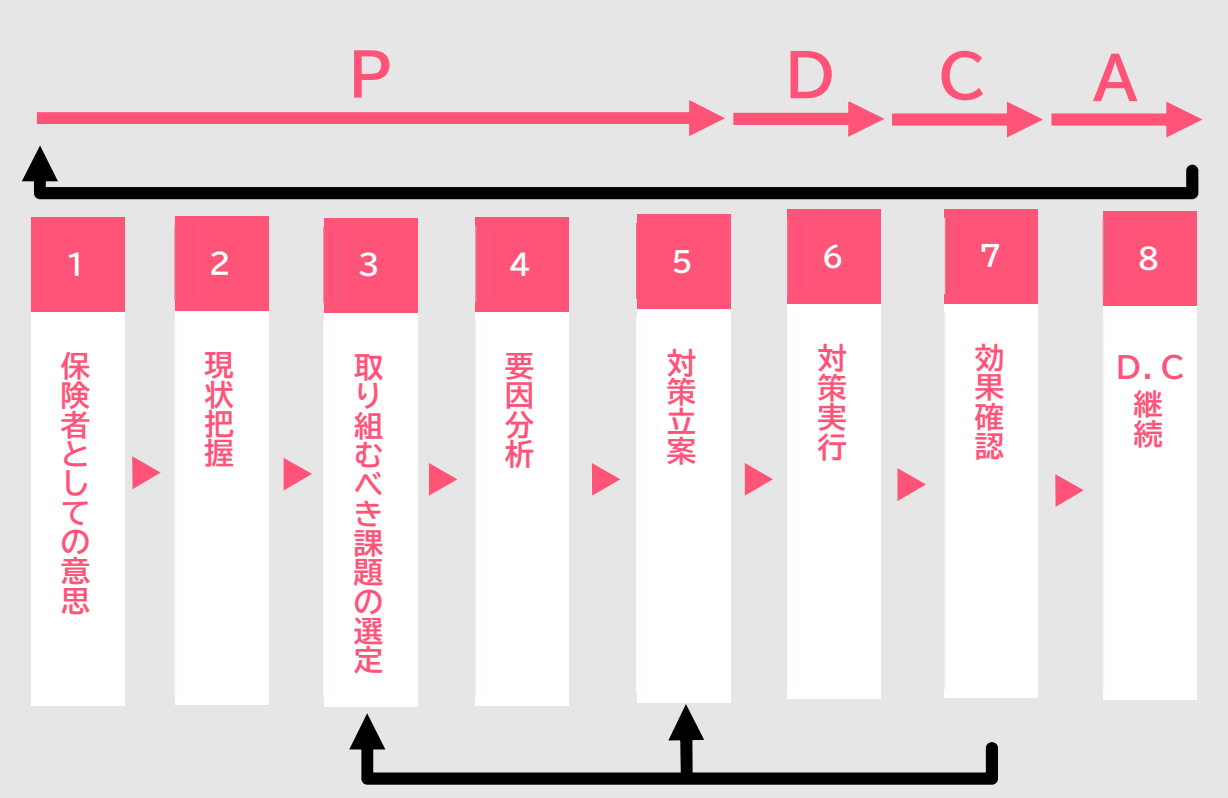

厚生労働省「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」より
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00001.html